

鹿追町中小企業等事業者 各位

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町中小企業等持続化支援金交付事業申請手続きについて

このことについて、事業者各位におかれては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、特に大きな影響を受け経営の継続に不安を抱かれていることとお察しいたします。

今般、鹿追町では事業者各位に事業の継続を下支えし再起の糧としていただくため、僅かではありますが、皆様が事業全般に広く使用いただける支援金給付制度を創設させていただきました。

つきましては、鹿追町中小企業等持続化支援金交付要綱に基づき下記のとおり支援金の交付申請を受け付けますので、交付を希望する方は、申請書等必要書類を提出願います。

なお、この5月を集中受付期間（対象は令和2年2月～4月の3ヶ月間の売上高等）とし、早期の支援金交付を予定させていただきますのでご承知おき願います。

記

1. 対 象 者

次の①～③の全てに該当する中小企業等事業者

- ①鹿追町において独立した事務所または店舗を有するサービス業（宿泊・飲食）、製造業、小売業、卸売業等の産業を1年以上営む法人または個人とします。
- ②2. の対象期間の売上高等が前年同期比で10%以上の減少となっている者
- ③町税を完納している者。ただし、税の猶予等の措置がされている場合は除く。

2. 対 象 期 間

支援金の交付対象となる売上高等の計算対象期間は、令和2年2月1日から9月30日までの連続する3ヶ月間とします。

3. 支 援 内 容

2. の対象期間の売上高等が前年同期比で10%以上の減少となっている場合、次の区分に応じて支援金を交付します。

区分	支援金の額
10%以上 20%未満の減少	100,000円
20%以上 40%未満の減少	200,000円
40%以上 60%未満の減少	350,000円
60%以上の減少	500,000円

なお、2. の対象期間の売上高等が前年同期比で10,000千円を超える減少額となる際は、区分に関係なく支援金の額が1,000千円となります。

また、前年同期の売上高等の月平均額が各区分の支援金の額を下回る場合は、前年同

期の売上高等の月平均額を交付します。(千円未満切捨て)

4. 申請期間

令和2年5月7日(木)から10月30日(金)まで

※ただし、5月を集中受付期間とさせていただきます次のおり対応します。

※6月以降も随時受付は致します。

	申請書受付	決定通知	支援金交付
第1回	5/14(木)	5/15(金)	5/18(月)
第2回	5/21(木)	5/22(金)	5/25(月)
第3回	5/28(木)	5/29(金)	6/1(月)

5. 申請方法

申請書は、鹿追町商工会、帯広信用金庫鹿追支店または役場(商工観光課・瓜幕支所)でも受け取れるほか、鹿追町ホームページから入手できます。

申請書に必要事項の記載及び押印(納税状況調査の同意欄にサイン又は押印)し、個人事業者は鹿追町商工会、法人事業者は帯広信用金庫鹿追支店の売上高等の承認を受けて必要書類を添えて役場商工観光課へ提出してください。

(添付書類)

- ・ 2. の対象期間のうち3ヶ月(月ごと)の売上高等とその比較となる前年同期の売上高等を証明する書類

6. その他

交付決定後、経営状況等を理由に決定内容を変更したい場合は、1回に限り変更申請をすることができます。その際は、変更申請書を鹿追町商工会、帯広信用金庫鹿追支店で受け取り、5. と同様の手続きで提出ください。

7. 問い合わせ先

この件に関する問い合わせは、お手数ですが役場商工観光課商工振興労政係(TEL0156-66-4034)までご連絡願います。